

第1次薩摩川内市総合計画基本計画（素案）

平成17年10月

薩摩川内市

目 次

| | | |
|-------|-----------------------|----|
| 第 1 部 | 施策の総合的展開 | 1 |
| 第 1 章 | コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり | 1 |
| 第 1 節 | 地区コミュニティを活かした仕組みづくり | 1 |
| 1 | 地区コミュニティ協議会制度の充実 | 2 |
| 2 | 地区振興計画に基づく事業への支援 | 3 |
| 第 2 節 | コミュニティ活動等への支援強化 | 4 |
| 1 | コミュニティ活動等への支援 | 5 |
| 2 | コミュニティ活動における市民参画の促進 | 6 |
| 3 | 事務事業の民間委託の推進 | 6 |
| 4 | コミュニティビジネスの展開の促進 | 6 |
| 第 3 節 | コミュニティ活動環境の整備 | 7 |
| 1 | 地区コミュニティセンター等の機能の強化 | 7 |
| 第 2 章 | 健康で共に支え合うまちづくり | 9 |
| 第 1 節 | 保健・医療の充実 | 9 |
| 1 | 健康づくりの推進 | 10 |
| 2 | 医療体制の充実 | 12 |
| 第 2 節 | 社会保障の充実 | 14 |
| 1 | 国民健康保険事業の健全運営 | 15 |
| 2 | 老人保健事業の健全運営 | 15 |
| 3 | 介護保険事業の健全運営 | 15 |
| 4 | 国民年金事業の推進 | 15 |
| 第 3 節 | 地域福祉社会の形成 | 16 |
| 1 | 地域福祉活動の推進 | 16 |
| 2 | 福祉施設の機能の充実 | 17 |
| 3 | 公共的施設等のユニバーサルデザイン化の推進 | 17 |
| 第 4 節 | 高齢者福祉の充実 | 18 |
| 1 | 高齢者の介護予防・生活支援の充実 | 19 |
| 2 | 介護者・要介護者への支援の充実 | 20 |

| | | |
|------------|------------------------------|-----------|
| 3 | 高齢者の生きがい活動に対する支援の充実 | 20 |
| 第5節 | 子育て支援・児童福祉の充実 | 22 |
| 1 | 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実 | 23 |
| 第6節 | 障害者（児）福祉の推進 | 25 |
| 1 | 障害者（児）福祉の充実 | 25 |
| 2 | 社会参画の促進 | 26 |
| 第7節 | 母子寡婦・父子福祉の充実 | 27 |
| 1 | 母子寡婦・父子家庭の自立の支援 | 27 |
| 第3章 | 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり | 29 |
| 第1節 | 生涯学習の推進 | 29 |
| 1 | 生涯学習推進体制の構築 | 30 |
| 2 | 生涯学習ネットワークの形成 | 30 |
| 3 | 生涯学習関連施設の整備 | 31 |
| 第2節 | 社会教育の促進 | 33 |
| 1 | 社会教育活動の充実 | 33 |
| 第3節 | 人権の尊重 | 34 |
| 1 | 人権に対する正しい認識と理解の促進 | 34 |
| 第4節 | 幼児教育・学校教育等の充実 | 35 |
| 1 | 幼児教育の振興 | 36 |
| 2 | 学校教育の充実 | 37 |
| 3 | 学校教育施設等の整備・充実 | 39 |
| 4 | 地域特性を活かした学校教育の推進 | 40 |
| 5 | 高等教育機関との連携・交流 | 40 |
| 6 | 国際化教育や情報教育などの新時代への対応 | 41 |
| 第5節 | 青少年の健全育成 | 42 |
| 1 | 青少年の健全育成 | 42 |
| 第6節 | 地域文化の保存・継承 | 45 |
| 1 | 文化活動の推進 | 46 |
| 2 | 歴史・文化資源のネットワーク化 | 46 |
| 3 | 文化的施設の機能の充実及び利用の促進 | 46 |
| 第7節 | スポーツの振興 | 48 |
| 1 | スポーツの振興 | 48 |
| 第8節 | 交流活動の推進 | 51 |

| | | |
|------------|------------------------------|-----------|
| 1 | 国際交流の推進 | 51 |
| 2 | 国内・地域間交流の推進 | 53 |
| 第4章 | 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり | 54 |
| 第1節 | 防災・生活安全対策の充実 | 54 |
| 1 | 防災体制の強化 | 57 |
| 2 | 原子力安全対策の推進 | 60 |
| 3 | 消防・救急体制の充実 | 61 |
| 4 | 安全な市民生活の確保 | 63 |
| 5 | 交通安全・防犯対策の推進 | 63 |
| 6 | 武力攻撃事態への対応 | 64 |
| 第2節 | 環境対策の充実 | 66 |
| 1 | 自然環境の保全及び公害対策 | 68 |
| 2 | 新エネルギーの導入 | 70 |
| 3 | 環境衛生対策の充実 | 71 |
| 4 | 葬斎場・墓地環境の整備 | 72 |
| 第3節 | ごみ処理の充実 | 73 |
| 1 | 総合的・計画的なごみ処理対策の推進 | 74 |
| 2 | 資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進 | 74 |
| 3 | 不法投棄の防止推進 | 75 |
| 4 | ごみ処理施設の機能の充実 | 75 |
| 5 | 最終処分場の整備 | 75 |
| 第4節 | 下水道・生活排水処理対策の推進 | 77 |
| 1 | 総合的・計画的な生活排水処理対策の推進 | 77 |
| 2 | し尿処理施設の整備・充実 | 78 |
| 3 | 小型合併処理浄化槽の整備の促進 | 78 |
| 4 | 公共下水道等の計画的な整備・適正な維持管理 | 78 |
| 5 | 農業・漁業集落排水施設等の適正な維持管理 | 78 |
| 第5節 | 安定した水・温泉利用対策の充実 | 79 |
| 1 | 上水道・簡易水道の計画的な整備及び維持管理 | 79 |
| 2 | 温泉施設の適正な維持管理 | 80 |
| 3 | 産業用水供給体制の充実 | 80 |
| 第5章 | 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり | 82 |

| | | |
|--------------|------------------------------------|------------|
| 第 1 節 | 薩摩川内経済圏の創出 | 82 |
| 1 | 市内事業者の利用の促進 | 83 |
| 2 | 地産地消の推進 | 83 |
| 3 | 都市ブランドの創造・活用 | 83 |
| 第 2 節 | 農業の振興 | 84 |
| 1 | 農業経営の強化 | 85 |
| 2 | 農業公社の機能の充実 | 86 |
| 3 | 畜産振興対策の推進 | 86 |
| 4 | 新規品目・加工品の導入及びブランド化の推進 | 87 |
| 5 | 農村地域の振興 | 88 |
| 6 | 農業・農村基盤整備の推進 | 89 |
| 第 3 節 | 林業の振興 | 90 |
| 1 | 森林資源の確保 | 91 |
| 2 | 林業経営の高度化 | 91 |
| 3 | 特用林産の振興 | 92 |
| 4 | 林業生産基盤の整備 | 92 |
| 第 4 節 | 水産業の振興 | 93 |
| 1 | 安定的な水産業経営の実現 | 94 |
| 2 | つくり育てる漁業の推進 | 94 |
| 3 | 水産加工の高度化 | 95 |
| 4 | 漁村地域の振興 | 95 |
| 5 | 漁業・漁村基盤整備の推進 | 95 |
| 第 5 節 | 商工業の振興 | 97 |
| 1 | 商工業団体への支援の充実，市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化 | 99 |
| 2 | 既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進 | 101 |
| 3 | 雇用・就業環境の充実 | 102 |
| 4 | 産業拠点の整備・活用の推進 | 104 |
| 第 6 節 | 観光の振興 | 106 |
| 1 | 観光資源の複合的な活用 | 107 |
| 2 | スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致 | 108 |
| 3 | 温泉街の活性化 | 109 |
| 4 | 観光施設の機能の充実 | 109 |
| 第 6 章 | 都市力を創出するまちづくり | 110 |

| | | |
|--------------|----------------------------|------------|
| 第 1 節 | 住環境の整備 | 110 |
| 1 | 公営住宅の計画的な整備・維持管理の推進 | 110 |
| 2 | 定住促進対策の推進 | 111 |
| 3 | 計画的な土地区画整理事業の推進 | 111 |
| 4 | がけ地近接住宅の対策の推進 | 111 |
| 第 2 節 | 公園緑地の整備 | 112 |
| 1 | 公園緑地の計画的な整備及び適正な維持管理の推進 | 112 |
| 2 | 観光公園の整備 | 113 |
| 3 | 運動公園の整備 | 113 |
| 第 3 節 | 道路・交通ネットワークの整備 | 114 |
| 1 | 南九州西回り自動車道の早期整備の促進 | 116 |
| 2 | 2 環状 8 放射道路網の整備の促進 | 116 |
| 3 | 国道 3 号, 267 号, 328 号の整備・充実 | 116 |
| 4 | 県道の整備の促進 | 116 |
| 5 | 市道の整備の推進 | 117 |
| 6 | 交通サービスの強化 | 117 |
| 7 | ネットワークサインの整備 | 119 |
| 第 4 節 | 市街地等の整備と拠点づくり | 120 |
| 1 | 中心市街地の形成 | 120 |
| 2 | 市内各地の市街地の整備 | 121 |
| 第 5 節 | 河川等の整備 | 122 |
| 1 | 河川の整備の推進 | 123 |
| 2 | 河川等における環境の保全・整備 | 123 |
| 3 | 河川の利活用の推進 | 123 |
| 第 6 節 | 港湾施設の充実及び利用促進 | 124 |
| 1 | 定期航路の拡充 | 125 |
| 2 | 港湾機能の強化 | 125 |
| 第 7 節 | 情報通信基盤の整備 | 126 |
| 1 | 地域情報化に向けた施策の総合的な展開 | 127 |
| 2 | 情報通信基盤の充実 | 128 |
| 3 | 高度情報通信システムの構築 | 128 |
| 4 | 人材の育成及び環境の整備 | 129 |
| 第 8 節 | 土地の有効利用 | 130 |
| 1 | 計画的な土地利用の推進 | 131 |

| | | |
|------------|---|------------|
| 2 | 適切な土地利用規制の実施 | 131 |
| 3 | 用地行政の充実 | 131 |
| 第7章 | みんなで進める市民参画のまちづくり | 132 |
| 第1節 | 市民参画の推進 | 132 |
| 1 | 市民参画の推進 | 132 |
| 2 | 広聴広報の充実 | 133 |
| 第2節 | 男女共同参画社会の形成 | 134 |
| 1 | 男女共同参画の視点に立った人権の尊重 | 135 |
| 2 | 女性が個性と能力を発揮できる機会の提供 | 136 |
| 3 | 男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備 | 136 |
| 第8章 | 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり .. | 137 |
| 第1節 | 効率的な行政経営等の推進 | 137 |
| 1 | 実効性の高い行政経営の推進 | 138 |
| 2 | 公共施設の整備・管理 | 139 |
| 第2節 | 健全で安定的な財政運営の推進 | 141 |
| 1 | 持続可能な財政構造の確立 | 141 |
| 第2部 | 薩摩川内一体化躍動プランの推進 | 143 |
| 1 | 地域力再生プロジェクト | 144 |
| 2 | 都市力創出プロジェクト | 146 |
| 3 | 交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト | 147 |
| 4 | 市政改革プロジェクト | 149 |

第 1 部 施策の総合的展開

第 1 章 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

第 1 節 地区コミュニティを活かした仕組みづくり

<現状と課題>

都市化の進展，価値観の多様化，自由時間の増大等による生活意識の変化などにより，まちに対する愛着や郷土意識，住民相互のふれあいが希薄になるなど，地域社会そのものの基盤が変化しています。

また，まちづくりの進め方についても，これまでの行政主導型の手法から，市民と行政との役割分担の下に，真に市民一人一人が主体的に活動する新たなまちづくりの手法へと転換することが求められています。

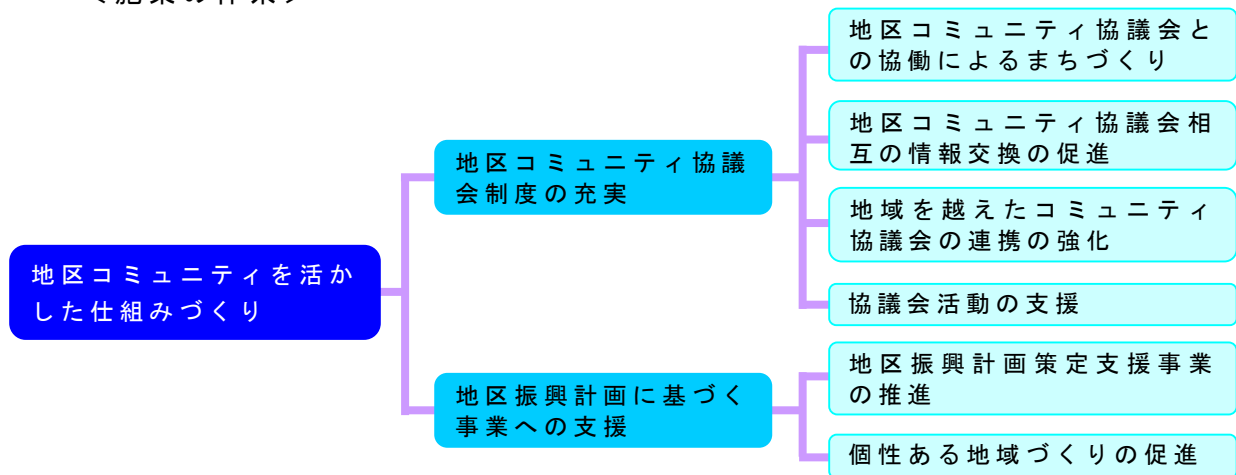
このため，本市では，市民一人一人が主役となったまちづくりを進め，各地域の主体的な活動を促進し，その活性化を図るとともに，住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため，48の地区コミュニティ協議会※を設置しています。しかしながら，それぞれの規模，活動内容等の面において，大きな開きがあるのが現状です。

今後は，自治会や地区内の各種団体と連携しながら，誰でも参加し，身近な地区の課題を話し合い，さらには課題を解決する場としての地区コミュニティ協議会制度の充実に努める必要があります。また，地区コミュニティ協議会の運営については，地区コミュニティ協議会相互の連携の強化も必要です。

また，住民が主体的に地区振興計画を策定することにより，住民の生活に身近な地区の環境と自治活動を見直し，自ら考え行動する住民主体のまちづくりを実現する第一歩となることが期待されます。

※地区コミュニティ協議会⇒各地区のあらゆる分野の団体が連携を強化し，これまでの地区の活動を見直しつつ，更なる地区の活性化を図るための組織。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 地区コミュニティ協議会制度の充実

(1) 地区コミュニティ協議会との協働によるまちづくり

地区コミュニティ協議会の活動状況を分析しながら、身近な事柄は住民自らが自主的に対応できるように組織体制の強化と支援を図ります。また、地区コミュニティ協議会と行政との連携を強化し、協働によるまちづくりを図ります。

(2) 地区コミュニティ協議会相互の情報交換の促進

地区コミュニティ協議会相互の連携を図るため、コミセンだよりやホームページ等に各地区コミュニティ協議会の活動状況を掲載するなど、各地区コミュニティ協議会間の情報交換を促進します。

(3) 地域を越えたコミュニティ協議会の連携の強化

48地区の地区コミュニティ協議会で構成される市コミュニティ協議会連絡会を組織し、相互の交流を促進するとともに、市と市コミュニティ協議会連絡会等との意見交流を行うなど、地域及び地区を含めたコミュニティ活動の育成を図ります。

(4) 協議会活動の支援

地区コミュニティ協議会の活動への適切な指導・助言を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターにコミュニティ主事を配置し、協議会制度の定着化を図ります。

2 地区振興計画に基づく事業への支援

(1) 地区振興計画策定支援事業の推進

住民自らが、各地区の自然・歴史・文化・人材等の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、「地区振興計画（5年計画）」としてとりまとめる活動を支援する地区振興計画策定支援事業の一環として、地区振興計画の改訂等を行う場合にアドバイザー派遣等を実施します。

(2) 個性ある地域づくりの促進

歴史、伝統、自然など各地域の特性を活かした個性ある地域づくりを促進するため、地区振興計画に基づく特色ある地域活動等に対し、市として可能な支援を行います。

また、国・県の各種助成事業について、積極的に情報を提供し、有効活用できるよう支援を行います。

第2節 コミュニティ活動等への支援強化

<現状と課題>

まちづくりの主役は市民であり、まちづくりの基礎単位となるのが地区コミュニティです。市民の主体的な取組がコミュニティや地域づくりと結びつくことによって、快適で住みよい自立したまちづくりが可能となります。

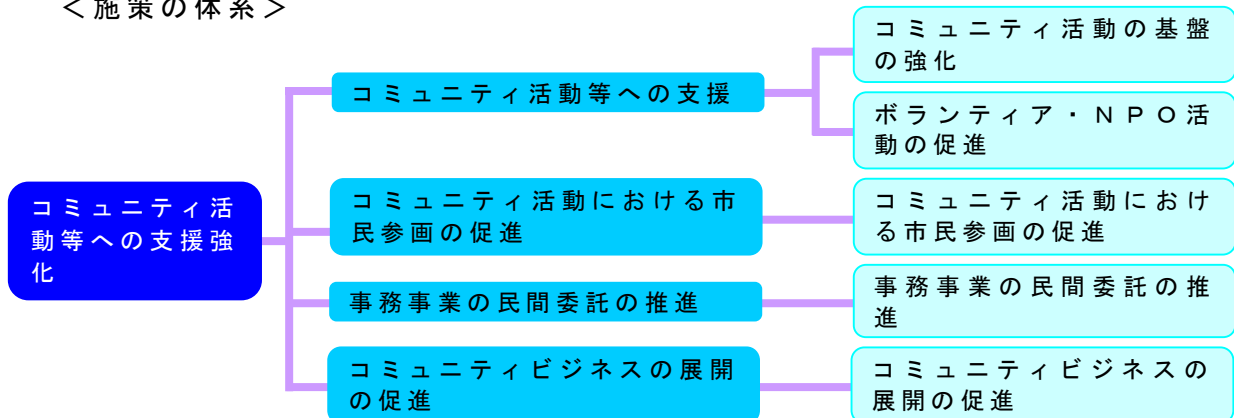
現在、高齢化・過疎化によるコミュニティ活動の停滞やコミュニティ活動への無関心層の増加なども問題になっています。このため、コミュニティ活動を積極的に支援し、「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくり、育て、守るものである」という考え方を基本としたコミュニティ意識の向上に努めていく必要があります。

また、人々の価値観が、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するにつれて、社会貢献や自己実現を目的として市民が自発的に社会活動へ参画しようとする動きが高まっています。その一方で、青少年のいじめや非行の解決、一人暮らしの高齢者のケアなどは、行政のみに限らず、ボランティアグループや民間非営利組織（NPO）が中心となって取り組むことが求められるようになっていきます。

本市においても、地域の様々な課題を共有し、市民の立場で問題解決を図ろうとするボランティアグループやNPOの活動が、福祉、環境保全、まちづくりなどの分野を中心にみられるようになっていきます。今後、これらの活動は一層広がりを見せるものと考えられるため、子どもから大人までの多様な層の市民や団体が活動しやすい環境を整備するとともに、コミュニティビジネス※への取組を推進していく必要があります。

※コミュニティビジネス⇒市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。民間非営利活動団体（NPO）、企業組合、農業法人のほか、有限会社、株式会社などにより運営されます。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 コミュニティ活動等への支援

(1) コミュニティ活動の基盤の強化

ア コミュニティ意識の醸成

コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域における相互扶助意識の啓発により、青少年や高齢者にやさしい地域社会の形成を促進します。また、コミュニティ情報の共有化を図るため、自治会や各種団体、地区コミュニティ協議会等の活動内容の情報提供に努めます。

さらに、コミュニティ相互の連携を図りながら、地域を越えた交流を促進し、コミュニティ事業の共有化を図ります。

イ コミュニティを担う人材の育成

自治会や各種団体、地区コミュニティ協議会等の活動を通じて、コミュニティを担う人材の育成を図ります。

ウ コミュニティ組織の強化

自治会や地区コミュニティ協議会等の組織の自主的活動を尊重しながら、その運営を側面から支援するとともに、これらの組織への加入の促進に努めます。

(2) ボランティア・NPO活動の促進

ア ボランティア意識の高揚

地域におけるボランティアの輪を広げていくため、「市民活動促進基本指針」を定め、市民一人一人が能力や個性を活かし、主体的にボランティア活動等に参加できるよう、広報やセミナーの開催などあらゆる機会を通じて、連帯と相互扶助の精神、ボランティア意識の高揚に努めます。

イ ボランティア活動への参加の促進

市民がボランティア活動等に気軽に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業・団体に対するボランティア休暇制度の普及・啓発に努めます。

また、子どもの頃からボランティア活動等に親しめるよう、学校や地域におけるボランティア学習の充実や体験の場の確保に努めます。

ウ ボランティア活動の支援

ボランティアセンターとの連携により、ボランティア活動に係る拠点となるまちづくり交流センターにおける相談業務及び情報提供機能の充実を図るとともに、ボランティアを求める人と活動をしたい人とをつなぐ調整機能を高めます。

また、ボランティアグループの組織化を図るとともに、必要に応じ

て特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPOとしての認証手続を支援します。

エ ボランティア活動保険による支援

市民が安心してボランティア活動に参加できるよう，市が市民活動災害補償保険に加入し，保険制度の面から種々のボランティア活動を支援します。

2 コミュニティ活動における市民参画の促進

市民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動への参画を促進するため，広報紙やホームページなどの広報媒体の情報を迅速かつ分かり易く市民に伝えるとともに，講演会やセミナーの開催により意識の啓発等を図ります。

3 事務事業の民間委託の推進

生涯学習等を各地区の特色に応じて効率的に推進するため，行政が実施する事務事業の一部を地区コミュニティ協議会，自治会，NPOや民間事業者などに委託することについて積極的に検討します。

4 コミュニティビジネスの展開の促進

ボランティアグループの奉仕活動と企業の営利活動の中間に位置するコミュニティビジネスの担い手は地元住民を主体としたNPOが多いことから，その社会的貢献活動を支援することで，住み良いまちづくりの実現と新たな雇用の場の創出を同時に達成できるよう努めます。

第3節 コミュニティ活動環境の整備

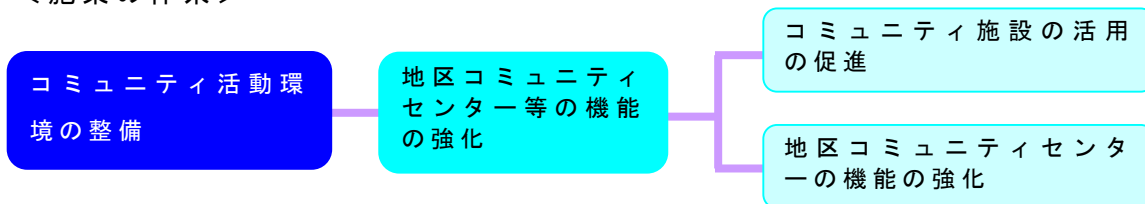
<現状と課題>

これまで、自治活動は、自治会役員宅、公民館等の施設を中心に行われてきましたが、住民の主体的なまちづくり活動、コミュニティ活動を促進するためには、それらの拠点となる施設を確保することが重要です。

このため、本市では、地区コミュニティの形成と、住民自らが多様な活動を行う場として、地区集会所、地区公民館、地区コミュニティセンター、広場等を設置しています。しかしながら、これらの施設は、情報通信基盤等が充実しておらず、必ずしも十分に活用されているとは言えない現状にあります。

そこで、既存の施設の有効活用策を地区単位で検討しつつ、各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設である「地区コミュニティセンター」の整備と地域情報化施設の機能の充実を図ることを通じて、地区ごとの話し合い活動の場や伝統行事、イベント、市民交流などの場として活用しやすい環境をつくるのが課題となっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 地区コミュニティセンター等の機能の強化

(1) コミュニティ施設の活用促進

ア コミュニティ施設の整備

各地区のコミュニティ活動等を促進するため、活動の拠点となる集会所、地区公民館、地区コミュニティセンターが高齢者や障害者にも使用しやすい施設となるようバリアフリー化を進めるとともに、広場等の整備・充実に努めます。

また、地区コミュニティセンターへ画像を直接配信する等の情報提供ネットワークの活用を努め、コミュニティ機能の充実を図ります。

イ 地域施設の有効活用促進

学校施設など地域内にある公共施設については、できるだけ地域への開放を図り、地区コミュニティセンターと連携した効率的な活用を

図ります。

ウ 公共施設里親事業※の推進

公共施設の維持管理に利用者である住民が直接関与することで、その施設の有効活用策も積極的に検討されるようになります。市がそうした施設の管理を全面的に担うのではなく、地元住民の自発的活動に委ねることを積極的に検討します。

※公共施設里親（アダプト）事業⇒自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる事業で、地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。

(2) 地区コミュニティセンターの機能の強化

ア 地区コミュニティセンターの機能の集積

地区ごとに設置する地区コミュニティセンターを自治活動の中心的な施設として位置付け、地区ごとの話し合い活動の場としての活用はもちろんのこと、伝統行事、イベント、市民・NPO・ボランティアグループ交流など様々な形態での活用を促進することにより、同センターの機能の充実を図ります。

イ 地区コミュニティセンターの管理体制の充実

地区コミュニティセンターは、行政サービスの提供のための重要な拠点となる施設であるため、整備・改修といったハード面の充実だけでなく、運営管理といったソフト面においても体制の強化を図ります。

第2章 健康で共に支え合うまちづくり

第1節 保健・医療の充実

<現状と課題>

■健康づくり

食生活や生活習慣の変化，ストレスの増大等により，私たちの健康を取り巻く環境は大きく変化しています。偏った食生活や不規則な生活習慣等が原因となって引き起こされる，がん（悪性新生物），心臓病（心疾患），脳卒中（脳血管疾患），糖尿病などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。

生涯を通じて，すべての市民が幸せを実感できる社会を実現していくためには，市民一人一人の心と体の健康の確保は欠かせません。この心と体の健康の増進を図るためには，行政のみならず社会全体として，個人の主体的な健康づくりを支援していくことが必要です。

国においては，21世紀における国民の健康づくり対策として，生活習慣病の原因となる食生活や運動，休養など9つの領域における目標を示した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21※）」を定め，国民自らが主体的に取り組める健康づくり運動を推進しています。

本市においても，市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」との意識を持ちながら，生活習慣の改善によって健康を増進し，疾病の発病を予防する「一次予防」に重点をおき，それぞれのライフステージ※や生活の場に応じて，きめ細かな保健活動を展開していくことが必要です。

※健康日本21⇒厚生労働省（当時は厚生省）が2000年3月に，「21世紀における国民健康づくり運動（健康21）」としてまとめた今後10年間の国民の健康づくり計画。がん，心臓病，脳卒中，糖尿病等の生活習慣病の原因となる食生活や運動，休養などに関する目標等を提示することにより，健康増進施策を総合的に推進することとしている。

※ライフステージ⇒人間の一生を成長段階と社会的状況によって段階区分したもので，幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期の五段階に分ける例が多い。

■医療体制

近年，医療をとりまく環境は，少子・高齢化及び過疎化の進行，国民の医療ニーズの多様化，医療技術の高度化・専門化や医療に携わる人材の不足等により急速に変化しています。

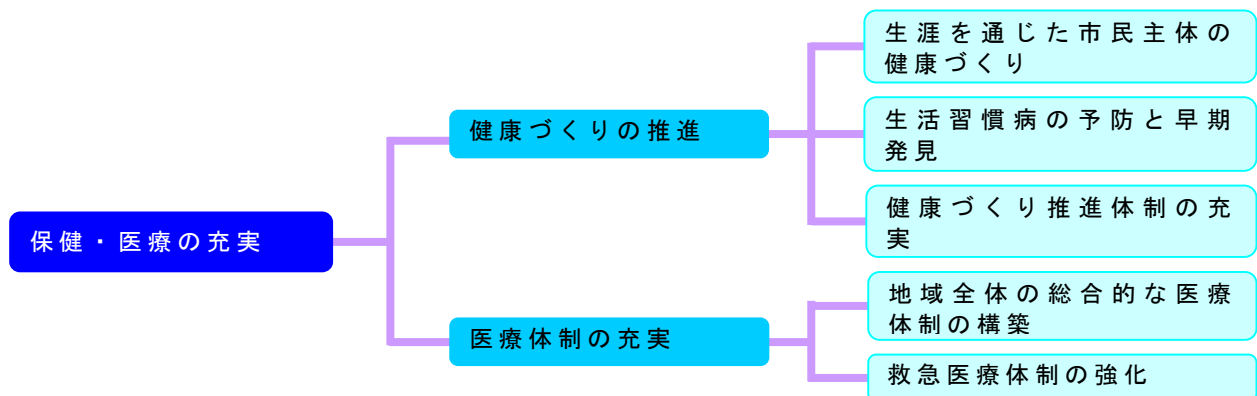
こうした情勢の変化に的確に対応するため，関係機関が一体となって，地域全体としての総合的な医療体制を構築していくことが必要です。

こうした基本的考え方の下に、人口が密集する都市部や過疎・離島地域を抱える本市においては、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等のネットワークの形成を図りつつ、都市部での総合的かつ高度な医療施設の充実の促進、甕島区域での各診療所の経営統合等を通じた病院化、医療機器の整備による医療体制の強化など、各地域の実情に応じた施策を展開していくことが求められます。

また、第二次救急医療※については、病院群輪番制及び共同利用型病院による24時間対応の体制が整備されていますが、すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、甕島区域における医療機器等の整備や救急患者搬送手段の確保など、更なる体制の充実が必要です。

※第二次救急医療⇒広域救急医療圏を対象とし入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れる救急医療体制で、病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式がある。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた市民主体の健康づくり

ア 生活習慣の改善に向けた支援の充実

市民自らが、これまで培われてきた生活習慣をより望ましいものへと変えていけるよう、情報を提供し、市民一人一人が生活習慣病予防に取り組むことができるよう支援します。

イ 健康増進活動の促進

健康づくり推進員など、地域における健康ボランティアの活動を促進し、健康づくり活動の充実を図ります。また、市民が生涯を通じた健康づくりに持続的に取り組むことができるようにするため、自主グループの育成やその活動に対する支援を行うほか、これらの団体と協

働いて健康づくり活動を推進します。

ウ こころの健康づくりの推進

家庭、学校、職場、地域といった生活の場のそれぞれにおいて、こころの健康についての正しい知識の普及・啓発を図り、こころの病気や心身症の早期発見、早期治療等の対策を推進します。

エ 女性の健康づくりの推進

女性のがん罹患率の第1位である「乳がん」と発症年齢が低年齢化している「子宮がん」について緊急対策を講ずるとともに、女性の生涯を通じた健康づくりを支援します。

オ 喫煙防止対策の推進

たばこの健康への影響について、正しい情報の提供に努めます。

また、妊婦や未成年者の喫煙の防止や受動性喫煙の排除のための環境づくり、禁煙希望者に対する支援など、喫煙防止対策を推進します。

カ 飲酒の正しい知識の普及

多量の飲酒がもたらす影響についての情報の提供に努め、多量の飲酒や未成年者による飲酒の防止対策を推進します。また、不健康な飲酒に関する相談、支援体制を充実します。

(2) 生活習慣病の予防と早期発見

ア 予防思想の普及・啓発

市民が若いときから健康をより増進し、高齢期になっても健康な生活を送ることができるよう、疾病を予防する一次予防を重視し、「自分の健康は自分で守る」という主体的な予防思想の普及・啓発に努めます。

また、生活習慣の形成の基礎となる小児期については、家庭、学校、地域が一体となって、正しい生活習慣の定着に取り組みます。

イ 健康診査の受診の促進

市民一人一人が、生活習慣の改善に積極的に取り組むこと等により、健康の増進を図り、生活習慣病との関連の高い高血圧、高脂血症、糖尿病等の早期発見・早期治療が可能となるよう、基本健康診査及びがん検診、人間ドックなどの各種検診の受診を促進します。

ウ 各種保健事業の充実

バランスのとれた食生活や適度な運動・休養といった生活習慣を市民一人一人が自発的、積極的に身につけることができるよう、各種保健事業の充実を図ります。

(3) 健康づくり推進体制の充実

ア 健康づくり計画の策定

市民の健康づくりを効果的に推進するため、関係機関や関係団体の

参加を得て、広く市民の意見を聞きながら、「健康づくり計画」を策定し、健康づくりに関する施策を総合的に展開します。

また、市民の健康寿命の延伸を図るため、国の健康フロンティア戦略※に基づき、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の2つのアプローチにより、事業を推進します。

イ 健康づくりに関する情報システムの構築

市民一人一人がそれぞれの状況に応じた健康づくり活動を行うための基盤として、市民が利用しやすい健康情報システムの構築に努めます。

ウ 関係機関との連携の強化

保健、医療、福祉、教育、職域など、健康づくりに関係する各機関の相互の連携を強化し、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援します。

エ 保健センターを拠点とした保健福祉活動の展開

市民の健康に対する自覚を促すとともに、疾病に対する予防知識の普及を図るため、拠点となる、保健センターの機能の充実・強化に努めながら、保健福祉活動の展開を図ります。

また、乳児期から高齢期までのライフステージに応じ、きめ細やかな保健サービスを提供します。

※健康フロンティア戦略⇒生活習慣病予防と介護予防を進めていくための2005年～2014年の10年間の戦略的政策。

2 医療体制の充実

(1) 地域全体の総合的な医療体制の構築

ア 保健・医療・福祉のネットワークの形成

保健・医療・福祉サービスの一体的、効率的な提供を図るため、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等の有機的なネットワークの形成を進めるなど、各機関の機能分担及び連携を強化し、予防、治療、リハビリテーション、介護などのサービスを総合的に供給する体制の構築に取り組みます。

また、地域の保健・医療・福祉等に関する様々な情報を幅広く収集・提供する環境の整備に努めます。

イ 初期医療体制の整備

市民の身近なところで地域医療を担う“かかりつけ医”の定着と在宅医療を促進します。

また、患者紹介など医療機関相互の有機的な連携システムの構築や診療所と病院の機能分担と連携の促進に努め、各地域の体系的な初期医療体制の整備に努めます。

ウ 各地域の実情に応じた体制の整備

既存の医療施設も含め、都市文化ゾーンにおける総合的かつ高度な技術・設備を有する医療機関の充実を促進します。

また、甌島区域においては、住民に安定した医療サービスを提供するため、各診療所の経営統合を図りつつ、病床数の増加による病院化、医療機器の整備及び診療科目の充実等を進めます。

エ 人材の確保

内外の高等教育機関をはじめとする関係機関との連携を深めながら、各地域の実情に合わせて、医療従事者の確保に努めます。

(2) 救急医療体制の強化

ア 初期救急医療体制の整備

在宅当番医制の充実を図り、救急時に市民が安心して診療が受けられるよう、初期救急医療体制の整備に努めます。

イ 第二次救急医療体制の充実

入院治療を要する等の重傷救急患者に対応できる第二次救急医療体制の充実を図るため、都市部において中心的な機能を担う医療施設の確保を図ります。また、甌島区域においては、住民が安心して生活できるよう、医療機器等の整備や、本土への安定的な救急患者搬送手段の確保に取り組みます。

ウ 災害時救急医療体制の充実

災害の発生に備えて、災害時拠点病院の指定を行うほか、施設・設備の整備・充実、災害医療に関する研修・訓練の実施に努めるなど、災害時救急医療体制の充実を図ります。

第2節 社会保障の充実

<現状と課題>

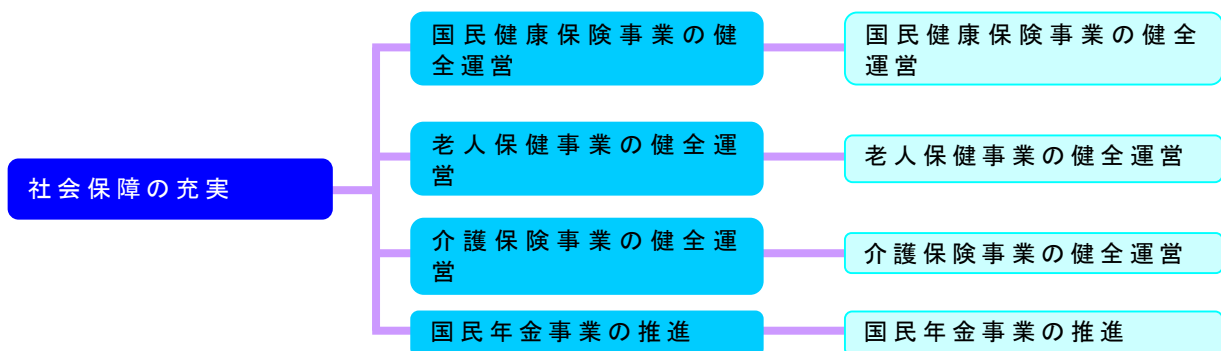
現在の我が国の社会保障制度は、病気や負傷、障害、失業、介護、高齢など、私たちの生活に深く組み込まれ、生活上の不安をもたらす様々な事態に幅広く対応しており、安心して安定した日常生活を送る上で不可欠なものとなっています。

しかしながら、国の財政状況が悪化する一方で、社会保障給付に要する費用が、少子・高齢化の進行や医療の高度化等に伴い、今後更に増大していくことが予想されるなど、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、子育て・児童福祉などの様々な観点から市民のニーズの変化に的確に対応しながら、将来の世代の負担を軽減し、安定的な社会保障制度を構築していくことが急務であり、今後は、市民一人一人の健康づくりを進めながら、各種サービスの充実にも努めるなど、市民の健康や老後を支える年金及び各種保険事業の健全かつ適切な運営に努める必要があります。

また、国民年金については、少子・高齢化が急速に進む中、制度に対する不安感などを原因として、保険料の未納者が増加傾向にあることから、市民の年金制度に対する正しい理解を一層深め、国民年金への加入を促進する必要があります。

<施策の体系>



< 計画の内容 >

1 国民健康保険事業の健全運営

被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康教育や健康づくり事業、疾病予防事業など保健事業を積極的に推進し、健康の保持・増進を図ることで、国民健康保険の健全な運営を図ります。

2 老人保健事業の健全運営

保健師等による訪問指導や医療費通知、レセプト点検などによる医療費の適正化に努め、老人保健事業の健全な運営を図ります。

3 介護保険事業の健全運営

介護が必要な高齢者が、必要な時にサービスを受けられるよう、介護保険事業の広報及び健全な運営を図ります。

4 国民年金事業の推進

年金制度の主旨や重要性等の広報を行い、加入の促進に努めます。

第3節 地域福祉社会の形成

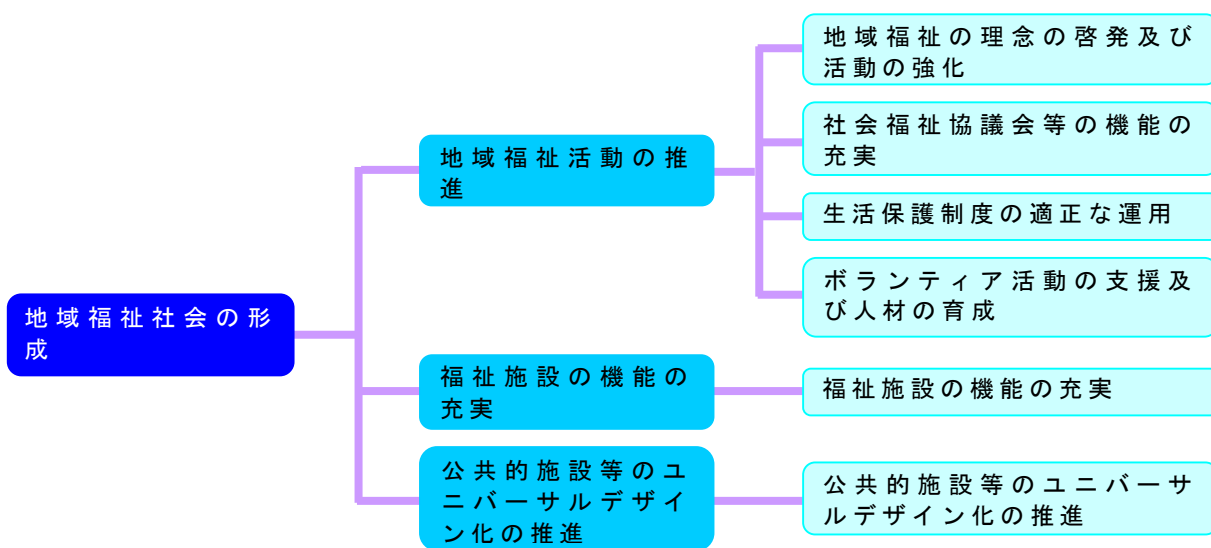
<現状と課題>

急速な少子・高齢化の進行による核家族化，高齢者世帯の増加等に伴い，家庭における介護機能の低下や地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいます。

このような中で，すべての市民が住みなれた地域の中で安心して暮らしていくためには，それぞれが相互扶助の原点に立ち返り，高齢者及び障害者（児）や母子（父子）家庭に対する支援，児童の健全な育成などに積極的に取り組みながら，地域に住む人々が共に助け合い，支え合う思いやりのある地域福祉社会を構築することが求められています。

また，市民のボランティア意識が高まりをみせつつある中で，市民参画の下に人にやさしいまちづくりを進め，豊かな福祉社会を築いていくためには，地域ボランティア活動等に対する意識の醸成や活動基盤の充実に努めることが必要です。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉の理念の啓発及び活動の強化

地域に住む人々が共に助け合い，支え合う地域福祉の理念の啓発と学習機会の充実に努め，社会的弱者を地域で支援する意識の浸透を図ります。

また、老人クラブの活性化を図るとともに、民生委員、児童委員、在宅福祉アドバイザー、健康づくり推進委員等のボランティアの連携を強化し、地域における福祉活動を支える体制づくりを促進します。

(2) 社会福祉協議会等の機能の充実

地域福祉を積極的に推進していくため、その中心的役割を果たす社会福祉協議会など関係機関の機能の充実を図り、地域社会における福祉ネットワークづくりを目指します。

(3) 生活保護制度の適正な運用

必要な生活水準の確保など援護を要する市民の生活の維持と自立を支援します。

(4) ボランティア活動の支援及び人材の育成

市民が共に助け合い、支え合う地域社会システムの構築の一環として、NPO、福祉ボランティア等の活動を支援するとともに、その中核となる人材の確保・育成に努めます。

2 福祉施設の機能の充実

福祉に関する総合的な施設や温泉を活用したリハビリテーション施設の整備・充実に努めるほか、より地域に密着した福祉サービスの提供を進めるため、地域の協力を得て、既存施設の有効活用を図ります。

3 公共的施設等のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害を持つ人が、不便なく安全・快適に暮らすことができるような環境づくりを進めるため、既存の公共施設、公園などの公共空間における施設の障壁の除去（バリアフリー）を進めるとともに、公共施設に限らず不特定多数の市民が利用する民間施設についても、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの採用を促進します。

第4節 高齢者福祉の充実

<現状と課題>

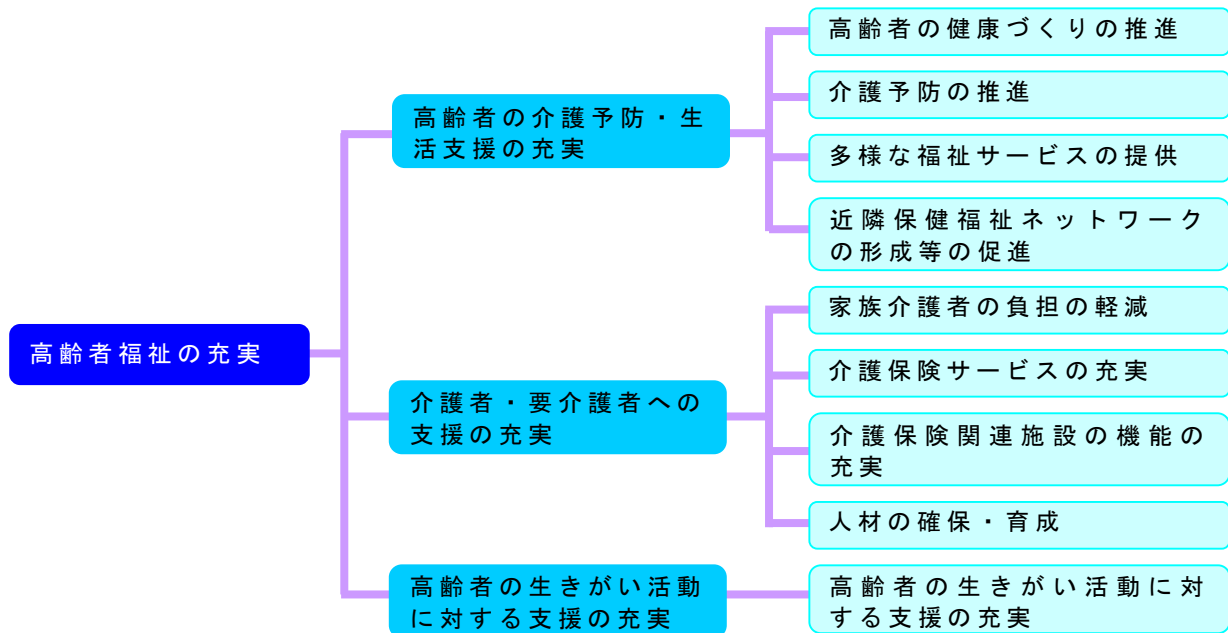
我が国においては、医療技術の高度化、食生活の変化等による寿命の延伸等に伴い、約10年後には総人口の4分の1を高齢者が占め、その後も高齢化率の上昇が更に続いて、いわゆる「超高齢社会」が到来するものと予測されています。さらに、現在、全国平均よりも高齢化率が高い本県の中でも、本市の高齢化率は県全体の平均を上回る値となっており、高齢化が加速しています。今後、こうした状況の中で、75歳以上の後期高齢者や独居高齢者の割合が着実に増え続けるものと予想されます。

他方、家族形態や生活習慣・意識、就業形態、居住形態などの多様化により、各家庭における高齢者介護の機能が低下しており、今後は、増大する高齢者介護のニーズに対応するため、家庭、地域、行政などが一体となって、高齢者を支える社会を築き上げることが急務となります。

また、高齢者が就労やスポーツ・趣味を通じて、社会活動に参加し、健やかで自立した生活を営むことは、地域社会全体の活力を維持し、生き生きとした地域づくりを進める上でも、重要な課題です。

このため、高齢者が安心して暮らせる生活・家庭環境、医療体制等の整備を推進しつつ、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会活動に参加できる環境づくりを進めるなど、より広い視点に立った高齢者福祉施策を総合的に講じていくことが求められます。本市においても、「高齢者福祉計画」を策定するとともに、平成17年度の介護保険法の改正等を受けて、「薩摩川内市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定、地域包括支援センターの創設、地域支援事業の推進、地域密着型サービスの提供等、様々な施策を展開する必要があります。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 高年齢者の介護予防・生活支援の充実

(1) 高年齢者の健康づくりの推進

保健予防事業との密接な連携を図りながら、高年齢者の健康診断、健康教育、機能回復等の充実に努めます。

また、高年齢者が気軽に参加できるスポーツ教室や老人クラブなど、グループ活動を行いやすい環境の整備を進め、高年齢者の自主的な健康づくりを促します。

(2) 介護予防の推進

統一的な体系の下に効果的な介護予防サービスが提供されるよう、予防重視型の総合的なシステムを構築するため、各地域における総合的な相談窓口、介護予防マネジメントの支援機関等の機能を担う地域包括支援センターの創設を図ります。

(3) 多様な福祉サービスの提供

高年齢者や障害者のニーズに応じ、給食サービスや生きがい対応型デイ

サービスなど、多様なサービスを適切かつ効率的・継続的に提供できるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を深め、総合的な福祉サービスの提供体制の構築を図ります。

(4) 近隣保健福祉ネットワークの形成等の促進

高齢者や障害者などの要支援者が地域社会の中で自立して暮らしているよう、民生委員、在宅福祉アドバイザー、自治会、ボランティア団体等の連携を促進し、近隣保健福祉ネットワークの形成を図り、住み慣れた地域での生活支援体制づくりを進めます。

2 介護者・要介護者への支援の充実

(1) 家族介護者の負担の軽減

要介護者と共に暮らしながら介護を行う家族の身体的・経済的な負担を軽減するため、介護慰労事業等の支援策の充実を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

要介護者ができるだけ住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続することが可能となる在宅介護サービスなど、地域のそれぞれの特性に応じた地域密着型の介護サービスの提供を促進するため、小規模多機能型居宅介護等の展開を図ります。

(3) 介護保険関連施設の機能の充実

高齢者に対する包括的・継続的なケアを行っていくため、地域における在宅介護の拠点として、各地域の介護保険・老人保健関連施設の機能の強化を図ります。

また、各介護保険・老人保健関連施設のネットワーク化を図るとともに、利用者にとって選びやすい福祉介護サービスについての情報提供等に努めます。

(4) 人材の確保・育成

保健、福祉など各専門分野において、高齢者介護等の担い手となる人材の計画的な確保に努めるとともに、研修制度の充実等を通じてその資質の向上を図ります。

3 高齢者の生きがい活動に対する支援の充実

老人クラブなど各種団体を活用して、それぞれの能力や体力に応じた文化・学習・趣味・創作活動、スポーツ・レクリエーション活動、高齢者の

経験や知識を活かしたボランティア活動等を促進するとともに、児童との世代間交流や高齢者間の交流など、様々な交流の場の創出を図り、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できる環境づくりを進めます。

また、シルバー人材センター等の活動を支援し、高齢者の能力や体力に応じた就労機会の拡大に努めます。

第5節 子育て支援・児童福祉の充実

<現状と課題>

人々の意識や価値観が多様化し、核家族化等が進行する中で、結婚・出産年齢の上昇、女性の就労機会の拡大、住環境の変化や教育費の増加など様々な要因により、少子化の傾向が顕著になっています。少子化の進行は、将来の人口の減少のみならず、若年労働力の減少による社会・経済活力の低下、高齢化の進行と相まった社会保障制度の負担の増大など、多方面に深刻な影響を与えることから、喫緊に解決すべき重要な課題となっています。

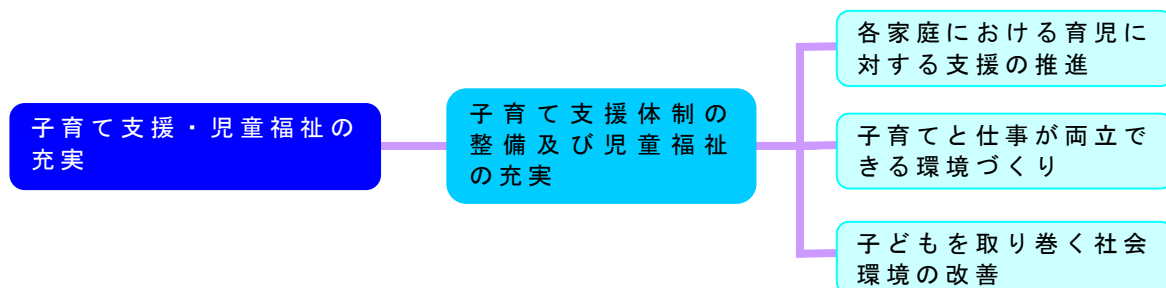
一方、子育ての経済的、精神的負担により、仕事との両立に不安を持つ親が増加し、さらには、親による過干渉等の要因により、子ども自身の成長に悪影響が生じるなどの懸念が指摘されています。

子どもたちが個性豊かに、健やかに育まれる社会を構築するためには、個人の選択の自由を尊重しつつ、親が安心して子どもを生み育てることのできる環境を整えていくことが従来以上に必要となってきます。

国においては、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」をとりまとめ、子育てと仕事の両立の支援、地域における子育て支援、子どもの社会性の向上や自立の促進等を主な柱とする取組を推進しています。

さらに、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」により、家庭、地域、行政などが一体となって「子育て支援社会」を築くとの考え方が示されています。本市においても、「次世代育成支援計画」等に基づき、地域が各家庭の子育てを支援する体制を構築し、親の不安や負担を解消・軽減することにより、子どもが一人の人間として尊重されながら健やかに育つまちづくりを進めていくことが必要です。

<施策の体系>



＜計画の内容＞

1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

(1) 各家庭における育児に対する支援の推進

ア 母子保健医療体制の充実

妊産婦や乳幼児の健康の増進に向けて、育児教室，保健指導，健康相談，妊婦・乳児健康診査の実施など，母子の健康管理対策の充実を図ります。

イ 各地域の育児支援体制等の整備

子育てサークル等への支援を図るため，地域子育て支援センターの充実に努めるとともに，主任児童委員の活動を促進するなど，子育てを地域ぐるみで支援していくネットワークの形成を進めます。

さらに，子育てが健全で明るい家庭で行われるよう，家庭児童相談機能の充実を図るとともに，県との連携の下，家庭環境に恵まれない児童の養育・保護に努めます。

ウ 子育ての負担・不安の軽減

育児の負担や不安の軽減のための訪問指導や育児相談の実施など育児支援に努めます。

また，子育てに要する経済的負担を軽減するため，国の児童手当・乳幼児医療費助成制度等の周知を図るとともに，保育料の減免のほか，幼稚園就園奨励費，幼児教育支援補助，乳幼児医療費の助成など，経済的支援を進めます。

(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

ア 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため，乳児保育，延長保育，一時保育，休日保育，子育て支援センター，乳幼児健康支援一時預り事業などの各種保育サービスの充実・強化に取り組みます。

イ 学童保育の拡充

保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の子どもの健全な育成を図るため，児童クラブの充実を図ります。

ウ 子育てと仕事が両立できる就業環境の整備

仕事をしながら安心して子育てを行うことができるよう，育児休業制度，育児休業給付などの周知・啓発に努めるとともに，ファミリーサポートセンターの設置等により，子育てと仕事の両立を支援します。

また，出産・育児等により一旦退職し，再就職を希望する人々を支援するため，公共職業安定所と連携しながら，情報の提供，相談・指導体制の充実等を図ります。

(3) 子どもを取り巻く社会環境の改善

ア 児童の健全な育成を図る体制の構築

子育てにおける家庭・学校・地域の連携を強化し、児童の健全な育成のための地域ネットワークづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携・協力体制づくりに取り組み、児童虐待、いじめ等により心に問題を持つ子どもの早期発見等に努めます。

さらに、各地区青少年育成会との連携を図りながら、青少年の健全な育成にとって障害となるような有害物の除去など、社会環境の浄化活動を推進します。

イ 子どもが伸び伸びと遊べる場の確保

子どもたちが地域において、健全に伸び伸びと遊べる環境を整備するため、身近な公園など遊び場の充実を図るほか、ふれあい体験学習や世代間交流等を通じて、子どもたちが異なる年齢の児童や高齢者とふれあいながら、自主性や社会性を高める環境づくりを進めます。

ウ 子どもの安全の確保

子どもに対する交通安全教育を充実するほか、家庭、学校、地域における事故防止、安全の確保に対する意識の啓発に努めます。

また、防火水槽や長年放置された防空壕の付近で子どもが遊び、事故を起こすことがないように、埋戻し等の対策を講じます。

第6節 障害者（児）福祉の推進

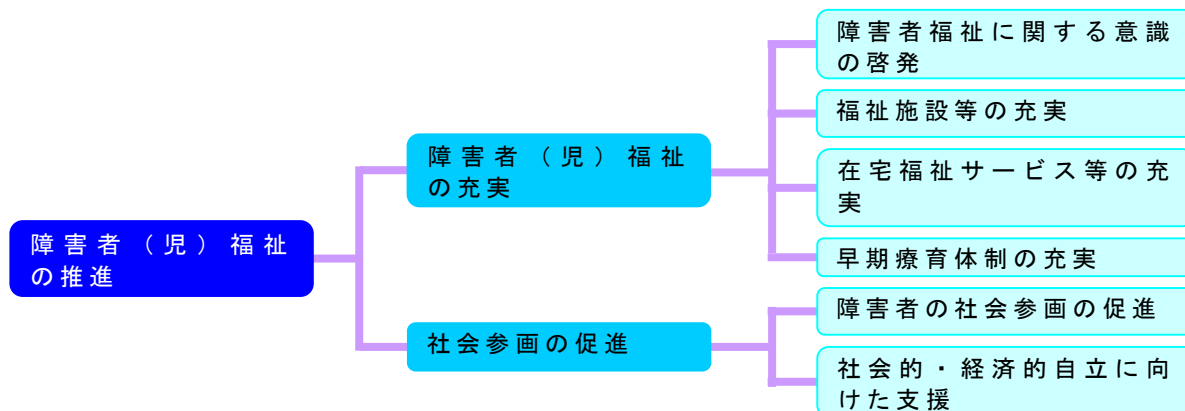
<現状と課題>

近年、障害を持つ人も持たない人も、社会の同じ一員として、家庭や地域の中で共に安心して生活するという考え方（ノーマライゼーション）が定着しつつあり、障害を持つ人たちの意見が社会基盤の整備等に取り入れられるようになってきました。また、障害者自身の社会参画に対する意欲も高まりを見せています。

しかしながら、障害を持つ人たちの生活を直接支えるサービスや、住環境・雇用環境の中には、地域での快適な暮らしを妨げる慣行も数多く残されています。

このため、障害者基本計画を策定し、社会の一員として障害者の人権が尊重され、すべての市民が家庭や地域で共に安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを積極的に進めることが必要となっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 障害者（児）福祉の充実

(1) 障害者福祉に関する意識の啓発

障害者に対する理解や協力を促進するため、あらゆる機会を通じて障害者や障害者福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

(2) 福祉施設等の充実

障害者の自立した生活に必要な訓練と就労の場の提供を行うため、福祉作業所等の充実を図ります。また、独立自活の能力を養うため、障害

児養育施設や更正訓練施設との連携の強化等に努めます。

さらに、心身に障害を持つ子どもの健やかな成長・発達を図るため、日常生活の基本動作等の指導及び集団生活への適応訓練等を行う「子ども発達支援センターつくし園」の充実を図ります。

(3) 在宅福祉サービス等の充実

家族の介護負担を軽減し、障害者が家庭や地域において安心して快適に生活できるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など、多様なニーズに応じた障害者の在宅福祉サービスの周知を図るとともに、その充実に取り組みます。

また、障害者への補装具、日常生活用具の給付・貸与など、利用者の立場に立った生活の支援に努めるほか、相談窓口の充実を図ります。

(4) 早期療育体制の充実

保健所、医療機関など関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見に努めるとともに、障害児の早期療育・訓練等の充実を図ります。

また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、幼稚園、保育所等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実を図ります。

2 社会参画の促進

(1) 障害者の社会参画の促進

障害者の社会参画を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実を図ります。

(2) 社会的・経済的自立に向けた支援

障害者の社会的・経済的自立と社会参画を支援するため、様々な学習機会の提供や鹿児島障害者職業能力開発校などの関係機関との連携を図り、職業能力の向上に努めます。また、公共職業安定所等と連携しながら、事業者の理解と協力を求め、障害者の就業機会の拡大及び雇用条件の改善に努めます。

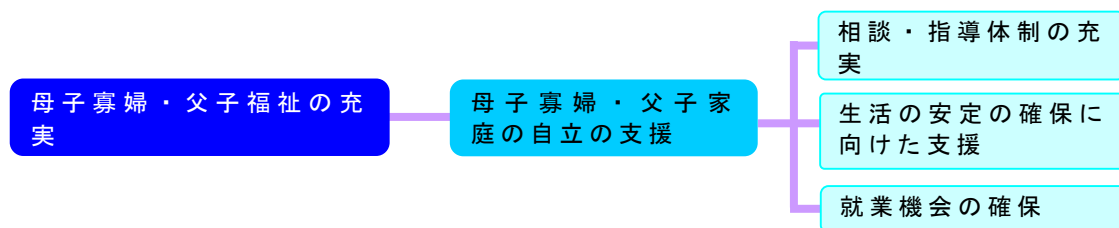
第7節 母子寡婦・父子福祉の充実

<現状と課題>

近年，離婚の増加等により，母子寡婦・父子家庭が急増しています。昨今の厳しい経済情勢の中で，これらの世帯においては，生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な場合も多く，その自立を促進することが最も重要な課題となっています。また，生活面からも，様々な支援策を講ずることが求められています。

こうした社会的・経済的に不安定な状態に置かれている世帯を支援するためには，就業機会の確保を図るだけでなく，地域社会が一体となって，それぞれの置かれた状況の把握に努め，相談・指導体制の充実，経済支援・子育て支援など，生活実態や地域の実情に応じて，きめ細やかな対策を展開していく必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 母子寡婦・父子家庭の自立の支援

(1) 相談・指導体制の充実

母子寡婦・父子家庭のそれぞれが置かれた状況を的確に把握し，様々な悩みにきめ細やかに対処するため，関係機関や民生児童委員等との連携を図り，多様な相談・指導体制の充実を図るとともに，諸制度の情報提供に努めます。

(2) 生活の安定の確保に向けた支援

社会的に弱い立場にある母子・寡婦家庭，不安定な生活を強いられる父子家庭などに対し，各種事務手続の簡素化や児童扶養手当，ひとり親家庭等医療費助成等助成制度の充実を図るとともに，保育所等における母子寡婦・父子家庭の優先的な入所など，関係機関等との連携を図りな

がら，それぞれの家庭の実情に合わせた支援策を講じます。

また，子育て等の面において，これらの世帯を地域ぐるみで支援する体制の構築を促進します。

(3) 就業機会の確保

母子寡婦・父子家庭に対する事業者の理解を促進するとともに，公共職業安定所等との連携の下に，それぞれの職業適性，就業経験等に応じた適切な助言を行う就業相談，就業情報の提供等を行い，就業機会の拡大と雇用条件の改善を図ります。